

平成 27 年 11 月 12 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 渡邊 昌一郎

着地型観光事業に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

着地型観光事業に関わる調査員の失業期間について

2 質問の要旨

平成 22 年度、平成 23 年度における着地型観光事業は、「ふるさと雇用事業」という失業者対策の事業であり、失業者が対象になっている。しかし調査員である露木光善氏は JTБのOBであり、この事業に調査員として採用される以前から調査員に雇用された時まで、JTБで継続的に就業していたことが当時の観光課長の発言（別紙）で証明されている。

本来、失業者でなければ雇用してはならないはずである。であるにもかかわらず、露木氏が新規雇用対象者となり得た証拠を提出されたい。

JTБの担当者の署名入りのレターヘッドで内容を説明し、また、それを証明できる書類を添付されたい。

3 答弁を求める者

松尾市長

4 答弁の期限

①（平成 27 年 11 月 24 日まで） ・ 無

（理由：

）